（様式２）

資本関係・人的関係に関する調書

商号又は名称　：

　当社と資本関係及び人的関係等のある者は、次のとおりです。

１．資本関係に関する事項

　①親会社　（会社法第２条第４号の規定に該当するもの）

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　②子会社　（会社法第２条第３号の規定に該当するもの）

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　③①に記載した親会社の他の子会社

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

２．人的関係に関する事項

　①役員等の兼任の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 当社の役員等 | | 兼任先及び兼任先での役職 | |
| 役職 | 氏名 | 商号又は名称 | 役職 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

* 共同企業体を結成して執行する案件の場合、この様式は各構成員ごとに作成し、商号又は名称の後に括弧書きにて

共同企業体名を併せて記載すること

* 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること
* 該当なしの場合は「該当なし」と記載すること

『資本関係・人的関係に関する調書』の記載について

１　記載を要する『役職』の定義

（１）会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

（２）取締役（ただし、次に揚げる者を除く。）

・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役。

・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役。

・会社法第2条第15号に規定する社外取締役。

・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役。

（３）会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人

（４）委員会設置会社における執行役又は代表執行役

（５）個人事業主の場合は代表者をさす

【注意事項】

・　“申請者における役職”及び“兼任先における役職”の両方が上記（１）～（４）に該当する場合のみ記載の対象とします。

（ただし、申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続き中の会社で、「代表取締役」又は「取締役」を兼任している

場合は記載の対象外です。）

・　役職名が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記（１）～（４）に該当する場合は記載の対象です。

・　「取締役」には、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役及び委員会設置会社における取締役は含みません。委員会設置会社における取締役が執行役を兼任している場合は、「執行役」として記載の対象です。

・　「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記載の対象外です。

・　記載の対象となる兼任先会社は、富山市に対する入札参加資格審査申請書の提出の有無を問いません。

※『委員会設置会社』…会社法第２条１２号により、「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」を置く株式会社

２　記載を要する『親会社』、『子会社』の定義

（１）会社法第２条第３号及び第４号に規定する親会社・子会社をいいます。

【注意事項】

・記載の対象となる関係会社は、富山市に対する入札参加資格審査申請書の提出の有無を問いません。

　記載例

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 人  的  関  係 | 役　職　名 | 氏　　名 | 兼　任　先　会　社　名 | 兼　任　先　役　職　名 |
| （例）取締役 | 富山　一郎 | 株式会社　〇〇（本社　富山県富山市） | 代表取締役 |
|  |  |  |  |
| 資  本  関  係 | 関　係　会　社　名 | | 関　係　会　社　所　在　地 | 関　　係 |
| （例）株式会社　〇〇 | | 富山県富山市新桜町〇－△ | 子 |
|  | |  |  |
|  | |  |  |

★　参考（以下に示す関係を有する二者は、同一入札への参加が制限されます。）

【人的関係】以下のいずれかに該当する二者の場合

・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（ただし、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

・一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

【資本関係】以下のいずれかに該当する二者の場合（ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社で

ある場合を除く。）

・親会社と子会社の関係にある場合

・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合